北海道告示第11115号

（仮称）北海道厚田風力発電事業　環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、道民その他の者の環境保全の見地からの意見を聴くため、公聴会を次のとおり開催する。

令和８年７月１日

北海道知事　鈴木　直道

１　公聴会の日時、場所

（１）日時　令和８年７月31日（金）午後６時30分から

（２）場所　望来コミュニティセンター　多目的ホール
（石狩市厚田区望来27-７）

２　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

（１）名　　称　東急不動産株式会社

（２）代表者の氏名　代表取締役社長　星野　浩明

（３）事務所の所在地　東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号

３　対象事業の名称、種類及び規模

（１）名称　（仮称）北海道厚田風力発電事業

（２）種類　風力（陸上）発電所の設置

（３）規模　出力最大64,500kW

４　対象事業実施区域

石狩市

５　関係地域の範囲

石狩市

６　公述人の決定等の手続

（１）公述の申出

公聴会において準備書について環境保全の見地からの意見を述べようとする者は、令和８年７月15日（水）（当日必着）までに、日本語により公聴会において意見を述べたい旨及び意見の概要並びに住所、氏名及び電話番号を記載した書面を郵送又はHARPフォームにより北海道知事に提出するものとする。

・郵送先　〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係

・HARPフォームURL　https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=EHz5IDKI

（２）公述人の決定

知事は、（１）による申出をした者及び学識経験のある者のうちから公述人を定め、その公述人にその旨を通知する。

７　傍聴人の収容人員

約 20 人

８　その他公聴会の開催に関して必要な事項

北海道環境影響評価条例公聴会開催要領（令和４年 11 月 10 日施行）に基づき実施する。

（１）公聴会は、知事の指名する職員（以下「議長」という。）が主宰する。

（２）公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

（３）各公述人の発言時間は、それぞれ 10 分以内とする。ただし、公述人が多数に及ぶときは、発言時間を短縮することがある。

（４）公述人の発言は、準備書の記載事項以外の事項について発言してはならない。

（５）議長は、公述人が、準備書の記載事項以外の事項について若しくは定められた時間の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

（６）公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、公述人が事故その他やむを得ない事情により公聴会に出席できないと認められるときは、議長は、文書で意見を提出させ、職員にその朗読をさせることができる。

（７）議長は、公述人に対し質疑をすることができる。

（８）傍聴は先着順とする。

（９）議長は、事故の防止その他必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

（10）傍聴人は、公聴会において発言することができない。

（11）議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を妨げ又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

９　公聴会の中止

議長は、天災地変その他の理由により公聴会を開催し、又は継続することが困難であると認めるときは、公聴会を中止することができる。この場合において、議長は、公聴会に代わる方法により、公述人の陳述を求めることができる。

10　公聴会に関する照会先

北海道環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係

札幌市中央区北３条西６丁目　電話 011－204－5981